

(4) 斜視・弱視児童矯正眼鏡購入費等の助成

中学生以下の児童が斜視・弱視用矯正眼鏡(コンタクトレンズを含む)を購入、改良、修理する場合、その費用を助成します。

対象者	医師の判断により、斜視又は弱視と診断され、かつ、身体障害者手帳の交付を受けていない中学生以下の児童
助成金	2万円を限度とします。 ※世帯の市民税の課税状況により助成対象額の1割の自己負担があります。
手続きに必要な書類等	(1) 医師の処方箋(斜視・弱視用矯正眼鏡と記載のあるもの) (2) 領収書(斜視・弱視用矯正眼鏡と記載のあるもの) ※購入から1年以内に限られます。 (3) 保護者名義の預金通帳 (4) 斜視・弱視児童矯正眼鏡購入費等助成申請書(窓口に備え付けあり) (5) 所得・税額調査同意書(窓口に備え付けあり) (6) 請求書
受付場所	市役所障害福祉課(支所での受付はできません)
注意事項	※加入医療保険等で適用になる場合は該当しません。 (詳しくは加入医療保険等に問い合わせください) ※9歳未満児は、原則加入医療保険からの給付となります。 ※児童1人につき、年度に1回のみ申請となります。 (9歳未満児は、加入医療保険から療養費の給付を受けた場合、自己負担分が子ども医療費の助成対象となります。詳しくは、子育て支援課給付医療費助成担当班 TEL 537-5796へお問い合わせください)

《お問い合わせ》障害福祉課

(5) 軽度・中度聴覚障がい児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童が補聴器を購入・修理する場合、その費用を助成します。

対象者	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童
助成金	購入金額の3分の2を上限とします。 ※ただし、助成限度額があります。
手続きに必要な書類等	(1) 難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(窓口に備え付けあり) (2) 難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書(窓口に備え付けあり) (3) 業者の見積書
受付場所	市役所障害福祉課(支所での受付はできません)
注意事項	・市民税の課税額によっては助成が受けられない場合があります。 ・購入前のみ受付となります。

《お問い合わせ》障害福祉課